

新旧対照表

変更前	変更後
第1条 補償が行われる場合 第三者が、次の（ア）～（ケ）に掲げるお客さまの口座番号等（以下「口座番号等」という。）を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から<u>不正に振り込み</u>をされたこと（以下「不正な振り込み」という。）によって、お客さまが普通預金口座等において損害を被った場合に、補償が行われます。 （ア）店番号 （イ）口座番号 （ウ）暗証番号 （エ）ログイン ID（お客さまが設定した場合） （オ）ログインパスワード （カ）ワンタイムパスワード （キ）カードレス Visa デビットのカード番号 （ク）Visa デビットカードのカード番号 （ケ）登録電話番号	第1条 補償が行われる場合 第三者が、次の（ア）～（ケ）に掲げるお客さまの口座番号等（以下「口座番号等」という。）を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から<u>不正使用</u>をされたことによって、お客さまが普通預金口座等において損害を被った場合に、補償が行われます。 （ア）店番号 （イ）口座番号 （ウ）暗証番号 （エ）ログイン ID（お客さまが設定した場合） （オ）ログインパスワード （カ）ワンタイムパスワード （キ）カードレス Visa デビットのカード番号 （ク）Visa デビットカードのカード番号 （ケ）登録電話番号

変更前	変更後
第2条 対象期間および補償額 第1条の事由によりお客さまが損害を被った場合、次条の場合を除き、当社は、第4条によるお客さまの通知を当社が受理した日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまご本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた<u>不正な振り込み</u>（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この規定において「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。なお、本項に基づきお客さまに対して補償が行われた場合には、当該補償が行われた金額を限度として、当該預金にかかる払戻請求権は消滅するものとします。	第2条 対象期間および補償額 第1条の事由によりお客さまが損害を被った場合、次条の場合を除き、当社は、第4条によるお客さまの通知を当社が受理した日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまご本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた<u>不正使用</u>（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この規定において「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。なお、本項に基づきお客さまに対して補償が行われた場合には、当該補償が行われた金額を限度として、当該預金にかかる払戻請求権は消滅するものとします。

変更前	変更後
第 3 条 補償が行われない場合または減額される場合 1. 次に掲げる損害に対しては補償が行われない場合または補償の金額が補償対象額から減額して支払われる場合があります。 （ア）当社が複数回にわたり、個別的・具体的に注意喚起していたにもかかわらず、注意喚起された手口により騙されて、口座番号等を入力してしまった場合 （イ）警察や銀行等を騙る者に対し、安易に口座番号等を回答してしまった場合やその他正当な理由もなく、口座番号等を他人に教えてしまった場合 （ウ）お客さまが口座番号等を手帳等の書面、または携帯電話、スマートフォン、パーソナルコンピューター等情報端末、またはインターネット上のデータ保管サービス（電子メールやクラウドサービス等）等にメモ等で記録・保存しており、お客さまの不注意により当該手帳や携帯電話等が盗難等に遭うなどして当該情報が盗取された場合 （エ）以下のような事実があるにもかかわらず、当社への通知を怠っていた間に<u>不正な振り込み</u>が行われた場合 （a）前（ア）から（ウ）の事例にあるようなケースに該当すること （b）ログインなどにより、身に覚えのない預金残高の変動があることを認識していたこと （c）お客さまのパソコン等がウイルス感染するなどにより、<u>不正な振り込み</u>が行われる可能性を認識していたこと （オ）お客さままたはお客さまの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違	第 3 条 補償が行われない場合または減額される場合 1. 次に掲げる損害に対しては補償が行われない場合または補償の金額が補償対象額から減額して支払われる場合があります。 （ア）当社が複数回にわたり、個別的・具体的に注意喚起していたにもかかわらず、注意喚起された手口により騙されて、口座番号等を入力してしまった場合 （イ）警察や銀行等を騙る者に対し、安易に口座番号等を回答してしまった場合やその他正当な理由もなく、口座番号等を他人に教えてしまった場合 （ウ）お客さまが口座番号等を手帳等の書面、または携帯電話、スマートフォン、パーソナルコンピューター等情報端末、またはインターネット上のデータ保管サービス（電子メールやクラウドサービス等）等にメモ等で記録・保存しており、お客さまの不注意により当該手帳や携帯電話等が盗難等に遭うなどして当該情報が盗取された場合 （エ）以下のような事実があるにもかかわらず、当社への通知を怠っていた間に<u>不正使用</u>が行われた場合 （a）前（ア）から（ウ）の事例にあるようなケースに該当すること （b）ログインなどにより、身に覚えのない預金残高の変動があることを認識していたこと （c）お客さまのパソコン等がウイルス感染するなどにより、<u>不正使用</u>が行われる可能性を認識していたこと （オ）お客さままたはお客さまの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違

反に起因する損害 (カ) お客様の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、もしくは加担した盗難による損害 (キ) 不正使用が発生した日の翌日から 31 日以降に通知のあった損害 (ク) 他人に譲渡・貸与または担保差入されたコンピューターの使用による損害 (ケ) 預金口座取引一般規定など、当社が定める規定に違反したことにより生じた損害 (コ) 正当な理由もなく所轄警察署への届出を怠った場合 (サ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により生じた損害 (シ) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害もしくはこれらに伴って生じた損害 (ス) 核燃料物質により生じた損害 (セ) 差し押さえ・徴発・没収・破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防活動または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。 (ソ) コンピューター・システムが正常に機能しない状態において発生した損害 (タ) お客様が重要な事項について偽りの説明を行った場合 2. 前項の損害の他、お客様が当社の求める書類などを提出しない場合、提出した書類などに不正の表示をした場合、被害内容や事実関係等の調査への協力を行わなかった場合および損害防止・軽減の努力を行わなかった場合についても、補償が行われな	反に起因する損害 (カ) お客様の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、もしくは加担した盗難による損害 (キ) 不正使用が発生した日の翌日から 31 日以降に通知のあった損害 (ク) 他人に譲渡・貸与または担保差入されたコンピューターの使用による損害 (ケ) 預金口座取引一般規定など、当社が定める規定に違反したことにより生じた損害 (コ) 正当な理由もなく所轄警察署への届出を怠った場合 (サ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により生じた損害 (シ) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害もしくはこれらに伴って生じた損害 (ス) 核燃料物質により生じた損害 (セ) 差し押さえ・徴発・没収・破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防活動または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。 (ソ) コンピューター・システムが正常に機能しない状態において発生した損害 (タ) お客様が重要な事項について偽りの説明を行った場合 2. 前項の損害の他、お客様が当社の求める書類などを提出しない場合、提出した書類などに不正の表示をした場合、被害内容や事実関係等の調査への協力を行わなかった場合および損害防止・軽減の努力を行わなかった場合についても、補償が行われな
--	--

い場合または補償の金額が補償対象額から減額して支払われる場合があります。 3. 前二項に定める補償が行われない場合または補償の金額が補償対象額から減額して支払われる場合に該当するかについては、当社担当者が個別の事案ごとにお客さまからお話を伺い、被害内容や事実関係等を十分に確認したうえで、当社が判断します。	い場合または補償の金額が補償対象額から減額して支払われる場合があります。 3. 前二項に定める補償が行われない場合または補償の金額が補償対象額から減額して支払われる場合に該当するかについては、当社担当者が個別の事案ごとにお客さまからお話を伺い、被害内容や事実関係等を十分に確認したうえで、当社が判断します。
---	---